

子ども発達支援センター愛を利用されている皆様

本年10月より利用者負担金の改定があります

本年10月の消費税率改定に伴い、10月より児童発達支援センターの報酬単価の改定が実施され、一日当たりの利用料が下表のとおり変わります。

発達支援サービスの無償化も本年10月から実施されることになり、本年4月2日時点で年齢が3歳から5歳までのお子さんは、食事代を除く利用者負担金がすべて無料となりますが、本年4月2日時点で年齢が3歳未満のお子さんは、一日当たりの利用料が変更になります。

負担上限額は据え置きになっていますので、多くの方は実質負担額が変わりませんが、通園日数の少ない方の中には負担金が高くなることが予想されます。

ご出費の多い中とは存じますが、どうぞよろしくお願いします。

☆ 報酬単価の改定（1単位10円）

	旧		10月より
A. 基本分単価	1,081 単位	→	1,085 単位
B. 栄養士配置加算	37 単位	→	改訂なし
C. 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15 単位	→	改訂なし
D. 児童指導員等加配加算（Ⅰ）	70 単位	→	改訂なし
E. 食事提供加算（Ⅰ）	30 単位	→	改訂なし
F. 食事提供加算（Ⅱ）	40 単位	→	改訂なし
G. 特別支援加算	54 単位	→	改訂なし
H. 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数×3.1%	→	改訂なし
I. 福祉・介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	新設	→	総単位数×2.5%
		→	

※ 利用実績により欠席時対応加算（94単位）、家庭連携加算（187単位）、事業所内相談支援加算（35単位）、上限額管理加算（150単位）、関係機関等連携加算（200単位）、特別支援加算（54単位）、保育・教育等移行支援加算（200単位）等を請求させて頂くことがあります

☆ 所得階層別一日当たりの標準的な利用料（食費実費負担を除く）

階 層 区 分	一月あたりの負担上限額	一日当たりの利用料			食費負担額 （一食）
		3歳未満の方		3歳以上の方	
		旧	10月より	10月より	
生活保護	0円	0円	0円	0円	0円
低所得1	0円	0円	0円	0円	0円
低所得2	0円	0円	0円	0円	0円
一般課税（所得割あり）	4,600円	1,271円	1,306円	0円	200円
一般課税	37,200円	1,250円	1,285円	0円	400円